

## 連結財務書類における注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価とし、取得原価が不明なもの等については再調達原価としています。ただし、道路、水路の敷地のうち取得原価が不明なものや無償で移管を受けたものは原則として備忘価格 1 円としています。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………基準日時点における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

※一部の連結対象団体（一部事務組合）において保有する、満期保有目的以外の有価証券は取得原価または償却原価法（定額法）によります。

##### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………基準日時点における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

原則として「減価償却資産に係る耐用年数に関する省令」に定める耐用年数に基づき、定額法により算出しています。

ただし、リース資産については、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るものは、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法、所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるものは、当該リース資産を耐用年数とした定額法によります。

※一部の連結対象団体（第三セクター）においては、定率法または旧定率法によります。

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権、貸付金について、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

##### ② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

※一部の連結対象団体（第三セクター）においては、主として期末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しています。

##### ③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のものやリース料総額が300万円以下の取引を除く。）については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。その他のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金及び現金同等物としています。なお、地方自治法第235条の5に定める出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要事項

①償却資産の計上基準

物品及びソフトウェアについては、取得価額又は見積価格が50万円以上（美術品は300万円以上）の場合に資産として計上しています。

※一部の連結対象団体（一部事務組合）においては、施設の性格上重要性が高いと判断した資産（主に教育用物品）については、50万円未満でも計上しています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、明らかに資本的支出でない場合、金額が100万円未満（一部の連結対象団体（一部事務組合）においては、金額が60万円未満）であるとき、又は固定資産の前期末取得価額の10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

※一部の連結対象団体（一部事務組合）においては、設備の機能を維持するための改修は修繕費とし、資産の価値を高めたり、機能が追加されたりする改修は資本的支出として処理しています。

③会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更

一部の連結対象団体（一部事務組合）において、受託事業費に係る償還金利子及び返還金として保管する現金を歳計外現金として整理したため、本年度歳計外現金増減額に増額が発生しています。

3 重要な後発事象

(1) 組織・機構の大幅な変更

東京都四市競艇事業組合は、規約の改正により令和2年4月1日から地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき、同法の規定の一部が適用されます。

#### 4 偶発債務

##### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、補償を行っています。

##### (2) 係争中の訴訟等

なし

#### 5 追加情報

##### (1) 連結対象範囲（連結対象とする会計）の一覧、連結の方法（比例連結の場合は比例連結割合を含みます。）及び連結対象と判断した理由

| 【区分】<br>団体名  | 連結の方法<br>(比例連結割合)   | 連結対象と<br>判断した理由   |
|--|---|-------------------|
| <b>【市区町村】</b><br>一般会計<br>国民健康保険事業特別会計<br>介護保険特別会計<br>後期高齢者医療特別会計<br>下水道事業会計  |   |                   |
| <b>【一部事務組合・広域連合】</b><br>東京たま広域資源循環組合<br>昭和病院企業団<br>東京都十一市競輪事業組合<br>東京都四市競艇事業組合<br>東京市町村総合事務組合<br>多摩六都科学館組合<br>東京都後期高齢者医療広域連合 | 比例連結 (3.85%)<br>比例連結 (16.42%)<br>比例連結 (9.09%)<br>比例連結 (25.00%)<br>比例連結 (2.92%)<br>比例連結 (18.26%)<br>比例連結 (1.20%) | 加入団体              |
| <b>【地方三公社】</b><br>東村山市土地開発公社   | 全部連結  | 設立団体              |
| <b>【第三セクター】</b><br>東村山市勤労者福祉サービスセンター<br>東村山市体育協会<br>東村山タウンマネジメント株式会社   | 全部連結<br>比例連結 (40.00%)   | 出資割合 50%超<br>出資割合 |

下水道事業会計は、公営企業会計への移行に伴い、令和2年度から「全体財務書類」「連結財務書類」の連結対象団体としています。

##### (2) 地方自治法第235条の5（「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもつ

て閉鎖する。』)の規定により出納整理期間が設けられています。本会計年度に係る出納整理期間(令和3年4月1日~5月31日)における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

※一部の連結対象団体(一部事務組合)においては、出納の閉鎖及び現金の係数は、地方公営企業法施行令第4条の規程に準じています。

(3) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

①科目 土地

②範囲 普通財産の内、貸付地等を除く。

※一部の連結対象団体(一部事務組合)においては、普通財産のうち活用が図られていない公共資産

③金額 118,538 千円